

2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

【回答】

国民健康保険事業については、国民健康保険の広域化に伴い、平成30年度から県と市町村の共同運営となりました。広域化後は、都道府県が責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営を図ることとなるため、県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定いたしました。当該運営方針の中で、一般会計からの法定外繰入金については、市町村は平成30年度単年度での解消が困難と認められる場合は、平成35年度までの6年以内に解消する段階的な目標を設定し、削減に取り組んでいくことが定められています。

このように、広域化による激変緩和措置期間が平成35年度までとされていることから、本市では、平成30年度から平成35年度までの6年以内に法定外繰入金の段階的な削減に取り組むこととし、被保険者の皆様の御負担が急激に増加しないよう、平成30年度予算においては、平成29年度と比較して1億5千万円減の8億円を予算措置いたしました。

しかしながら、法定外繰入金の段階的な解消を行い、県内保険税率の統一化を見据えて、標準保険税率に本市の税率を近づけていくため、税率の引上げを行わなければならない状況となっております。

今後とも、被保険者の皆様の御負担に配慮しながら、広域化への対応を図るとともに、医療費の適正化や収納率の向上、保険者努力支援制度による歳入の更な

る獲得を目指すなど、税率の圧縮に努めてまいります。

(所管：国保年金課)

②国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】

国民健康保険の国庫負担の引上げについては、国民健康保険財政の基盤強化を図るため、引き続き、国に対して要望してまいります。

また、県に対しては県主催の会議等において県費負担の引上げや独自の補助金の交付について要望してまいります。

(所管：国保年金課)

③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】

本市の医療給付費分の応能割合は87.76%（平成28年度決算）と県内他市との比較でも高い状況となっており、低所得者に配慮した割合となっています。

(所管：国保年金課)

④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじ

まりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】

本市では、18歳以下の子ども医療費を無料にするなどの少子化施策を行っており、子育て世帯を対象とした減免制度を市独自で講じることは、現時点では考えておりませんが、全国どこに住んでいても等しく軽減を受けられるよう、子どもに係る均等割保険税の軽減制度の創設については、国や県に要請してまいります。

(所管：国保年金課)

(2) 国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して 4,569 件と約 1000 件伸びましたが、滞納世帯数の 2%にすぎません。(2017 年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第 25 条の規定に基づき対応しています。減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に適用しています。

税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談時に減免制度についても説明していますが、国保広域化も含め、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を図ってまいります。

なお、本市では、7割・5割・2割の軽減措置を設けています。

(所管：国保年金課)

(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も 4 年前(2013 年)のデータから埼玉県全体で 1300 件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年 の 要望書への回答には「差し押さ

えよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】

本市においても、納税者の皆様の自主納付を前提としておりますが、納税が困難な方に対しましては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、そして滞納原因等を確認しております。

特に、御指摘の国民健康保険税につきましては、国保年金課と連携を図り、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、別途納税相談の機会を設けているところです。今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて納税の猶予制度や税の減免制度、生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の生活実態に即した対応を引き続き心掛けてまいります。

一方で、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上での差押えはやむを得ないものと考えており、執行しているところです。

また、租税債権は民事再生法上、再生手続によらず随時弁済すべき一般優先債権とされておりますので、納税相談等で納税者の状況を把握しつつ、法令を遵守した対応を行ってまいります。

(所管：納税課)

(4)すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

資格証明書の発行について、県内では20以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

【回答】

国民健康保険資格証明書の交付については、災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税の納期限から厚生労働省令で定める期間(1年間)が経過するまでに、当該保険税を納付しない場合は、被保険者間の税負担の公平性を図る観点から、世帯主に被保険者証の返還を求めた上で、資格証明書を交付しております。

今後も、国民健康保険税の収納率向上対策の一つとして、継続して実施してい

く考えです。

なお、本市では、平成23年10月の更新時から資格証明書の裏面に、病気及び負傷等の特別な事情が生じたときは、被保険者証を交付する旨の記載をしています。

(所管：国保年金課)

(5) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

【回答】

国保年金課以外の納税相談の中でも、疾病の有無等の生活状況をお伺いした上で、納税者の方が一部負担金の減免制度に該当すると判断される場合は、国保年金課の窓口を案内し、納税者の生活実態に沿った対応を図れるよう、各担当部署と協力し連携してまいります。

また、本市では、平成23年10月24日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることを相当と認める事由がある世帯も対象としています。減免の所得基準につきましては、生活保護基準額に対して100分の110を乗じて得た額以下の世帯については免除、100分の110を乗じて得た額を超え100分の120を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

今後につきましても、国の動向や社会情勢等を注視し、適切に対応してまいります。

(所管：国保年金課)

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

【回答】

一部負担金減免制度の周知については、窓口において御説明するほか、市ホームページ、パンフレットのそれぞれに掲載し、周知を徹底しております。

なお、一部負担金の減免の申請につきましては、世帯の状況や事由を詳細に聞

き取り、用意していただく書類が申請者により異なり、一定の条件を満たす必要があるため、個別に審査をした上で判断します。このため申請につきましては、国保年金課の窓口でお願いしたいと存じます。

(所管：国保年金課)

(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017年度は2つ増え25になりました。また、検討や研究する自治体も14となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

【回答】

新座市国民健康保険運営協議会の委員構成は、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表とする委員及び被用者保険等被保険者を代表とする委員に委嘱を行っており、広く市民の意見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】

特定健康診査（以下、特定健診とする）の本人負担につきましては、今年度も無料で実施することとなりました。

健診項目につきましては、新座市では平成21年度より国が定めている特定健診の基本項目に追加項目を入れ、より健診項目の充実を図ってまいりました。そして、平成30年度からは新たにe-GFR値の追加を行っております。特定健康診査の健診項目は4市（朝霞市、新座市、志木市及び和光市）で、朝霞地区医師会と協議の上で決定しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：国保年金課)

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】

本市では全てのがん検診について、平成25年度から自己負担額を無料で実施しています。

また、受診者の利便性向上のため、平成22年度から、集団がん検診と特定健診を同時に受診できる「総合健診」を実施しております。

個別がん検診においても、一部の医療機関では特定健診との同時受診が可能となっています。

なお、本市では、全てのがん検診を集団及び個別検診の併用で実施するとともに、複数のがん検診の同時受診についても可能としており、今後とも受診しやすい環境づくりに努めてまいります。

(所管：保健センター)

③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】

これまで、いきいき広場やすこやか広場等での健康教育、健康相談の実施、また介護予防事業の一貫として平成26年度から始まった「元気アップ教室」への保健師の参加など、住民とともに健康づくりに取り組んでまいりました。

また、平成27年3月に策定いたしました、「第2次いきいき新座21プラン」(第2次新座市健康づくり計画・新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画)に基づき、個人の健康づくりを地域社会全体で支え、多様な地域活動との連携を図り、健康長寿のまちづくりを目指しております。

保健師の増員に関しては、毎年複数名の保健師が採用されるなど増員されておりますが、出産・育児休暇や退職などで、増員後も定員を確保することが厳しい状況にあります。

今後も可能な限り保健師の増員を図り、保健師と住民が一緒になって、地域の健康づくりに取り組んでまいります。

(所管：保健センター)

2、後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】

本市では、後期高齢者人間ドック及び宿泊、入浴施設の利用助成などの長寿・健康増進事業について、県内他市町村と比較しても助成内容を充実して実施していますが、厳しい財政状況を勘案しますと、助成件数が年々増加傾向にある中、広く被保険者に御利用いただくためにも、更なる拡充は困難な状況です。

また、後期高齢者健康診査については平成20年度から、成人歯科検診(個別検診(40歳以上5歳刻み)、集団検診とも)については平成25年度から、市独自の事業として自己負担分を助成していますので、市が指定する医療機関で無料で受

診できます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事業として、75歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施されています。

実施期間については、契約に係る協議及び事務手続の都合上、健診、人間ドックは7月から翌年3月までの9か月間、本市の歯科検診は8月から翌年2月までの7か月間、広域連合の歯科検診は7月から翌年1月までの7か月間としており、現在のところ、通年で実施することは困難です。

被保険者への周知については、健康診査受診券を送付する際に全被保険者に健康診査及び人間ドックについて御案内しており、本市の歯科検診については、65歳以上の5歳刻みの年齢対象者にチラシを個別通知しています。また、広域連合においても、75歳年齢到達の対象者に対し、歯科検診の受診券を送付しています。

今後も機会を捉え、一層の周知に努めてまいります。

（所管：長寿はつらつ課）

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】

法に規定されている資格証明書の発行については、被保険者間の負担の公平性、支援金を負担している若年世代の理解を得る観点から、国の方針に基づき対応しています。

保険料滞納者に対しては、文書及び電話による催告及び臨戸等により、納付相談等の機会を設け、実情を十分に把握・検討し、きめ細かな対応に努めているところです。

（所管：長寿はつらつ課）

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】

本市の総合事業におけるサービス類型は「現行相当サービス」のほか、「サービスA（緩和した基準によるサービス）」を創設したところです。このような中で、引き続き専門職によるサービス提供が必要な方に対しては現行相当サービスを提供できるよう事業所の確保及び運営に対する支援に努めてまいります。

要支援等の方に対する訪問介護及び通所介護に関する事業実施状況につきましては、各サービスともに一部の要支援等の方がサービスA（緩和した基準によるサービス）を利用している状況です。しかしながら、計画上では今後サービスを必要とする方はさらに増加することを見込んでおり、新たな担い手の創出及び利用者の状態に応じた適切なサービスの提供等、本市の状況を踏まえ事業を実施してまいります。

なお、総合事業への移行に伴う市民の方からの問合せや苦情等については、現在のところ受けておりません。

（所管：介護保険課）

2、地域支援事業・介護予防事業について

（1）第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期介護保険事業における地域支援事業の総事業費については、18億2,984万2,000円と見込んでおります。各事業についてですが、介護予防・日常生活支援総合事業が11億787万5,000円、地域包括支援（高齢者相談）センター等の運営等の包括的支援事業費が7億1,162万9,000円、家族介護支援事業費等の任意事業費・その他諸費が1,033万8,000円と見込んでいるところです。

各事業の利用者数ですが、介護予防・日常生活支援サービス事業の利用者については、現在、要支援認定者の3割強の方が利用しており、今後、増加すると見込んでおります。一般介護予防事業の利用者につきましては、全高齢者が対象の事業となっております。

なお、第7期における地域支援事業費につきまして、見込み額を超えることは想定しておりません。

地域支援事業の周知につきましては、平成18年4月に地域支援事業が創設されてから、丸12年となっており、ある程度、市民の皆様にご認識されてきていると考

えておりますが、これまでと同様に、引き続き、理解が得られるよう周知してまいります。

(所管：介護保険課)

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴います介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】

訪問型サービスAでは、掃除、洗濯及び調理といった生活援助のみを提供するための研修を市が実施することにより新たな担い手を創出しております。併せて、生活支援体制整備事業については、市職員による生活支援コーディネーターを各圏域に設置し、地域での住民主体の活動の把握、ネットワーク構築等を進めております。

なお、B類型などの多様なサービスの実施により、かえって既存の活動等の縮小を招くおそれがあることから、対象となる活動の範囲、対象者の考え方及び事業実施の効果等について整理した上での実施を検討してまいります。

(所管：福祉政策課、介護保険課)

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】

本市における地域包括ケアシステムの重点課題は、日常生活圏域ごとに、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるようにすることです。具体的には、地域包括ケアシステムの基本理念である「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進」「地域ケア会議の推進」「高齢者の住まいの安定的な確保」の5つの事項について、各圏域の実情に応じた取組をしっかりと進めてまいります。

特に、認知症高齢者やその家族を支えるための取組は重要な課題と捉えており、

認知症カフェ（オレンジカフェ）の拡充や地域での見守りを促進するための認知症高齢者徘徊模擬訓練等の実施、高齢者見守りステッカー配布事業を始めとした家族介護支援事業の充実に努めてまいります。

また、定期巡回24時間サービスにつきましては、市内に1か所、設置しており、現在、定員に余裕がありますので、利用の拡充に向けて、更なる制度の周知に努めてまいります。

（所管：介護保険課）

4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方や本市における実態を教えてください。

【回答】

介護労働者の人材確保については、国による「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき介護人材の処遇改善、人材の確保、育成等、多様な取組が実施されておりますことから、市といたしましては、事業所に対し事業や制度について広報等により周知に努めておりますので、市独自の支援の実施は現在のところ考えておりません。

しかしながら、介護労働者の人材確保や処遇改善については、良質なサービスを提供する上でも、今後ますます高齢化が進展していく中で重要な課題の一つであると認識しているところです。このことは、介護業界全体の問題であり、国を挙げての対策が必要と考えておりますので、機会を捉えて、国に要望してまいります。

また、技能実習制度につきましては、市内の特別養護老人ホームを運営している法人に確認したところ、受入れを実施している法人はありませんでした。

本市といたしましては、適正な活用が図れるよう情報提供等に努めてまいります。

（所管：介護保険課）

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

（1）特別養護老人ホームを増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】

特別養護老人ホームについては、現在、市内に広域型5か所、561床、地域密

着型の小規模施設は平成30年4月に新たに1か所開設し、現在、2か所58床が整備されております。今後については、平成31年3月に広域型100床の開設を目指し整備を進めております。

(所管：介護保険課)

(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】

特別養護老人ホームの入所につきましては、原則、要介護3以上が対象に変更されましたが、要介護1及び2であっても、認知症や知的障がい等居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合においては、特例として入所が認められます。特例入所の手続については、入所申込者の状況等を十分に勘案した上で各施設が主体となり判断をしておりますが、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針の中で入所申込を受けた時は市町村への報告義務もあることから、施設から意見を求められた場合には適切に対応してまいります。

(所管：介護保険課)

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようにしてください。

【回答】

地域ケア会議では、個別ケースの支援内容を通じた地域ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援及び地域課題の把握を目的として、各高齢者相談センターと協働し毎月1回実施しております。

参加者の職種構成は地域包括支援センター職員、介護事業者（通所・訪問等）、生活支援コーディネーター及び助言者として、歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士等の専門職を配置しており、人数は25人程度となっております。

また、市域レベルで開催する「地域ケア推進会議」については、学識経験者、医療保健関係者、介護・福祉関係者、被保険者代表等で構成され、参加者は18人となっており、個別会議で抽出された地域課題を検討し、政策形成につながるよう取り組んでまいります。

(所管：介護保険課)

7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

平成 29 年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約 200 億円が平成 30 年度から開始されます。交付金約 200 億円の内都道府県に約 10 億円、市町村に約 190 億円が交付されるところになっています。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市の取組を推進するために交付されるもので、国は市が着実に効果を発揮できるよう適切な評価指標等を設定しております。

本市としましては、介護保険事業計画第 7 期計画に基づき、評価指標の該当状況を確認し、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するため、交付金を活用し、より効果的な取組になるよう努めてまいります。

(所管：介護保険課)

8、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年 4 月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】

第 1 号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業費の見込み、要支援・要介護認定者数の見込み等から、3 年ごとに見直すこととなっております。今年 4 月からの第 7 期の介護保険料率の設定につきましては、介護保険給付費支払準備基金の取り崩しや高所得者層の保険料率の見直しにより、保険料基準額の上昇の抑制を図りました。

また、低所得者に対する負担の軽減を図るため、第 6 期に引き続き、公費を投入した第 1 段階の保険料の引下げを実施します。

(所管：介護保険課)

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成 29 年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成 30 年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくらか繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】

財政安定化基金は、都道府県に設置され、市が見込みを上回る給付費の増加や保険料の収納不足等により介護保険事業特別会計に赤字が出ることとなった場合に、市に対して資金の交付、貸付けを行うもので、保険料の引下げの財源には使用できません。

介護保険料率の設定においては、これまでも介護保険給付費支払準備基金の取崩しや所得段階の多段階設定により、保険料の据置きや上昇の抑制を図ってきました。

介護保険給付費支払準備基金の平成29年度末の残高は5億2,009万4,787円で、平成30年度当初予算において8,241万円を取り崩すこととしており、今後も可能な限り、この基金を活用してまいりたいと考えています。

(所管：介護保険課)

②第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】

第6期介護保険事業計画における給付総額及び被保険者数の計画値と実績値は下表のとおりとなっております、おおむね見込みどおりに推移したものと考えております。

		給付総額	被保険者数
平成27年度	計画値	7,693,914千円	39,464人
	実績値	7,211,721千円	38,402人
平成28年度	計画値	8,195,239千円	40,280人
	実績値	7,526,731千円	39,541人
平成29年度	計画値	8,731,780千円	40,986人
	実績値	7,898,730千円	41,250人

第7期介護保険事業計画の給付総額見込み及び被保険者数見込みは下表のとおりです。

		給付総額	被保険者数
平成30年度	計画値	8,521,088千円	41,754人
平成31年度	計画値	9,200,814千円	42,079人
平成32年度	計画値	9,858,168千円	42,334人

(所管：介護保険課)

9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独

支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】

介護保険料の減免制度については、災害等のいわゆる法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方を鑑み、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。

利用料に関しては、保険料と同様に法定減免について規定しているほか、市単独事業として住民税非課税世帯の方を対象に、利用料の1/2を補助する介護保険サービス利用料助成金交付事業を実施していますが、平成30年度から新規申請の受付を廃止しており、今後につきましても更なる軽減策の拡充は困難であると考えております。

なお、上限額を超えて支払った場合に超えた分を払い戻す高額介護サービス費等の制度もあります。

また、本市において、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

(所管：長寿はつらつ課、介護保険課)

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村(障害保健福祉圏域内)で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】

障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、平成28年度に実施した調査において、本市にお住まいの障がい者の約80.5%の方が、将来、家族や一人で暮らすことを希望する一方、約10%の方がグループホームや福祉施設で暮らすことを希望しているとの結果が出ております。

このような結果から、障がい者が生活する場として、入所施設やグループホームの基盤整備は必要であると認識しております。

入所施設につきましても、社会的緊急性等を考慮し、真に入所が必要な方が入所

できるよう埼玉県において入所の調整をしております。本市におきましては、相談支援事業所等と連携を図りながら、本人等の希望及び緊急性を把握し、遅滞なく入所調整にかけられるように支援を行っているところです。

なお、入所支援施設の待機者につきましては、平成30年5月1日現在、知的障がい者が16人、身体障がい者が11人となっております。

グループホームにつきましては、入居を希望する本人、御家族の意向を伺いながら、立地の希望も含め、その方の適性に合った施設を御案内できるよう、近隣市の事業所と連携を図りながら支援を行っております。しかしながら、市内のグループホームに入所できず、やむなく、市外のグループホームに入居されている方もいらっしゃいますので、第5次新座市障がい者基本計画及び第5期新座市障がい福祉計画において、グループホームの整備促進とサービス提供の確保について位置付けし、推進してまいりたいと考えております。

また、本市にグループホームの開設を希望する事業者に対しまして、本市の障がい者の入居を積極的に検討していただけるよう働きかけてまいります。

○新座市が支援する障がい者の入所支援施設及びグループホーム入所者数
(人)

	入所支援施設	グループホーム
市内	0	21
南西部障害保健福祉圏域内 (市内を除く)	19	1
県内 (南西部障害保健福祉圏域を除く)	58	45
県外	12	11
計	89	78

(平成30年3月31日現在)

※ 介護給付費の支給決定実績からの人数

(所管：障がい者福祉課)

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】

障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、平成28年度に調査を実施しております。調査内容として、障がい者本人の年齢と介護者の有無については回答を頂いておりますが、介護者の続柄や年齢までを調査の対象項目としておりませんでしたので、今後の調査におきましては、調査項

目の見直しを行い、介護実態の把握に努めてまいります。

緊急時の対応等につきましては、地域の相談窓口である、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所と連携しながら対応を行っております。

(所管：障がい者福祉課)

2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

平成31年1月から埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、所得制限が導入されます。本市におきましては、財政状況等を勘案しつつ、今後、対応について検討してまいります。

なお、現時点におきましては、埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱以上の制限を設けることは検討しておりません。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】

本市では、現物給付の広域化につきましては、県が主体となり、統一化した制度を確立するよう県に対して要望しております。

なお、朝霞地区4市内（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）で協定を締結している医療機関等で受診する場合は、外来で1医療機関の1か月の自己負担額が21,000円未満のときに、現物給付を実施しております。現物給付を利用できる地域を朝霞地区4市以外の地域へ拡大するためには、当該地域の医師会と朝霞地区医師会の協議及び調整が必要となることから、非常に難しい問題であると考えます。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】

精神障がい者に対する医療費助成として、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者に対して重度心身障がい者医療費を助成しております。また、本市単独で自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成制度をしておりますが、利用者の増加に

に伴い、本市の財政に対する負担が大きくなっております。そのため、本市単独で、精神障がい者保健福祉手帳２級所持者を重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に含めることや、入院医療費を対象とすることは非常に困難ですが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しております。

なお、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障がい者の実人数は、４３名となっております。

(所管：障がい者福祉課)

3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】

本市においては、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に基づいて、「新座市障がい者施策委員会」を設置し、構成員には、身体障がい者、知的障がい者の家族の方など、障がい当事者及び家族の方が含まれており、委員会において、本市の障がい者施策や虐待防止について議論しております。

また、この委員会は、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を兼ねており、同法に基づく相談事例の情報を各委員間で共有することとしております。

(所管：障がい者福祉課)

4、障害者生活サポート事業を拡充してください。

(1) 利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

障害児（者）生活サポート事業につきましては、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市におきましては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円（全額）まで、県の補助対象とならない障がい者に対しては、1時間当たり450円の利用料の助成を行っております。そのため、更なる利用時間の拡大及び利用者の負担軽減につきましては、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案しますと、難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】

現行におきましては、県の補助が本市の人口規模により年額200万円を上限としているため、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案しますと、利用者の負担軽減を図ることは難しい状況です。そのため、県に対しまして、引き続き補助金額の拡充等制度の改善を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

5、福祉タクシー制度などを拡充してください。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

【回答】

本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度につきましては、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限を設けておりません。

さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのICカードに対する助成事業も実施するなど制度の拡大も図っております。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】

近隣の朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施している状況です。また、県に要望できる機会には、県に対し、補助事業の復活を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

本市では、保育園の新設、増改築等の実施により、定員増に向けた取組を行ってまいりましたが、待機児童の解消に至っていない状況です。引き続き、保育園の新設、増改築等による整備を進め、待機児童の解消を図ってまいります。

育成支援児童につきましては、事業者の方針等も踏まえた上で検討してまいります。

認可施設へ移行する認可外保育施設に対する補助については、本市では、国の補助制度に基づく認可保育園へ移行するための整備費補助を実施しております。

引き続き、国の補助制度を活用した整備費補助を行うとともに、交付金の増額については、埼玉県を通じて国へ要望してまいりたいと考えています。

(所管：保育課)

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】

本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園で勤務する常勤職員1人につき月額10,000円を補助し、保育士等の処遇改善を行っています。

今後につきましても、国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

(所管：保育課)

3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】

本市では、低所得世帯の保育料について、国の基準に基づき軽減措置を拡充しております。平成30年度には、世帯の年収が約360万円未満相当となる世帯の教育認定子どもにかかる保育料を減額いたしました。

(所管：保育課)

4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】

市内小規模保育施設及び家庭保育室を含む認可外保育施設に対して、年1回定期

的に立入調査を実施しております。また、必要に応じて、随時立入調査を実施しております。

なお、本市におきましては、現在、保護者の育児休業取得による在園児の退園勧告は行っておりません。

(所管：保育課)

【学童】

5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

狭あい化、大規模化している施設については、対応可能な箇所から順次整備を行う予定です。平成30年度につきましては、現時点では1か所空き教室を利用した改修を行いました。また、小学校近隣地における増設工事に向けた設計も進める計画となっております。

(所管：保育課)

6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】

本市では、平成18年度から新座市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行っており、支援員の採用計画及び給与等の処遇に関してお答えすることができません。

しかしながら、本市としても、支援員は専門性が高く、採用が比較的困難な職であると認識しており、安定した支援員の雇用を可能とするため、勤務形態、処遇等について、新座市社会福祉協議会と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については、本市では平成26年度から活用しており今後も活用してまいります。

(所管：保育課)

7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【回答】

本市においても、放課後児童保育室の大規模化、狭あい化が進んでおり、適正な保育環境を維持していくには、基準の適用は必要であると考えておりますが、その一方で、基準の適用により、施設整備や支援員の確保も必要となるため、その対応には大変苦慮している状況です。

本市では、現時点で規制緩和を行わないように働きかける考えはありません。引き続き、国の動向を見守ってまいります。

(所管：保育課)

【子ども医療費助成】

8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】

平成25年4月1日診療分から、こども医療費対象年齢を入院、通院ともに18歳年度末まで拡大しており、継続して実施できるよう努めてまいります。

また、国のこども医療費助成制度創設及び県の助成対象年齢の拡大につきましても、要望してまいります。

(所管：こども給付課)

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

本市では、「保護のしおり」を生活支援課のカウンター上に設置するとともに、相談窓口において、生活保護制度について分かりやすく説明し、また、他法他施策の活用を適切に御案内するよう努力しております。

(所管：生活支援課)

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

本市では、保護の申請に当たり、「保護の開始等の意思表示が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきである」との厚生労働省からの通知（平成26年4月18日付け社援発0418第359号）を遵守し、制度の説明を行った上で申請意思を確認し、申請に係る手続を実施しております。

（所管：生活支援課）

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】

現在のところ、本市の現業職員は標準数を満たしており、定期的な勉強会を実施しているほか、積極的に各種研修に参加するなど、資質の向上にも努めているところです。

今後も、保護世帯数の動向を注視し、必要な適正数を配置してまいります。

（所管：生活支援課）

4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】

本市では納税者の皆様の自主納付を前提としておりますが、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、そして滞納原因等を確認しております。その上で、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、地方税法15条の7第1項第2号の規定により、「滞納

処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する場合には滞納処分の執行停止を行い、また、納税の猶予制度に該当するような適正な理由が見受けられる場合には猶予制度を案内しております。

一方で、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

また、税の減免制度に該当すると思われる場合には賦課の担当課を、生活困窮が窺える場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を案内する等、納税者の生活実態に即した対応を引き続き心掛けてまいります。

(所管：納税課)

5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】

生活に困窮されている方の情報が福祉事務所の窓口につながるよう、庁内各課では、市民の方から生活に困窮しているとの御相談を受けた際には、生活支援課相談窓口を御案内することとしております。また、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を生活支援課内に直営で設置し、広く御相談をお受けしております。

(所管：生活支援課)

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】

生活困窮者の状況の把握については、地域の民生委員及び各種相談員等との連絡・連携体制を取りながら保護の実施に努めております。また、生活困窮者自立支援制度のチラシを社会福祉協議会やハローワーク等に置かせていただき、生活に困窮されている方が、相談窓口につながるよう努めております。

なお、民生委員の研修や活動費については、毎年民生委員の皆様と申合せ事項として話し合う場を設けておりますので、引き続き御意見を頂きながら検討してまいります。

(所管：福祉政策課、生活支援課)

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】

(1) 及び(2)でお答えした内容のほか、生活保護の実施や生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施を通じ、住民と直に接する立場として、現況の調査や状況の把握に努めてまいります。

(所管：生活支援課)

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】

生活保護基準は、国が全国的な所得や消費の実態、物価の動向等を検証し、設定するものです。市は、国からの委任事務として生活保護を適正に実施する役割にあり、国が設定した基準について意見を上げる立場にはないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：生活支援課)

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】

年金制度につきましては、法令で定められている制度であるため、新座市の意見で改善されるものではありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」が「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)」附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成31年10月1日)から施行することとされています。

(所管：国保年金課)